

大学院博士前期課程における「授業料後払い制度」について

国により令和6年度から大学院修士段階（博士前期課程）における「授業料後払い制度」が創設される予定です。

については、制度の概要及び本学における方針等について、以下のとおり予定しておりますのでお知らせします。

本学に入学予定の方で、本制度にご興味をお持ちの方は一読いただきますようお願いいたします。

ただし、制度の詳細については国において現在検討中となりますので、お知らせしている内容から変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

1. 本制度の概要

大学院博士前期課程の授業料について、日本学生支援機構と制度を利用する学生が貸与契約を締結することで、在学中の授業料を日本学生支援機構が支払い、学生は卒業後に授業料等の貸与額を日本学生支援機構に返還（いわゆる後払い）する制度です。

2. 対象学種

大学院博士前期課程

3. 開始時期

令和6年秋

※4月入学者で本制度に申請を行った者は、前期分授業料から徴収が猶予され、採用された場合は4月に遡って後払い制度が適用されます。

4. 対象者

以下の条件を全て満たす者

- ・令和6年度以降に国内の大学院に進学した者
- ・本人の希望に基づき、在学を通じた申請を行った者
- ・日本学生支援機構の博士前期段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金と同様の申請資格、家計基準及び学業成績基準を満たす者

(参考) https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/index.html

- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない理由がない者

※令和6年度については上記に加え、以下のいずれかに該当する者のみが対象。

- ①令和6年度秋の新規入学者
- ②令和6年度春の新規入学者であって、学部で修学支援新制度の対象となったことがあり、

かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者。当該者については、本人からの申し出に基づいて、令和6年4月からの授業料に遡って支援の対象とする。

5. 後払いとできる授業料の額

年 535,800 円(予定)

※入学料は後払いの対象となりません。

※上記に加え、日本学生支援機構の定める保証料の支払いが必要となります。

6. 生活支援奨学金について

本制度の利用者で希望する者は、月 2~4万円の生活費奨学金(無利子の貸与型奨学金)を申請することが可能です。

※奨学金は日本学生支援機構から学生に対して振り込まれます。

※生活費奨学金の貸与を受けないことも可能ですが、授業料後払いを申請せずに、生活費奨学金の貸与だけを申請することはできません。

※授業料後払い制度を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることはできません。

※授業料後払い及び生活費奨学金の利用の有無にかかわらず、第二種奨学金の貸与は申請可能です。

※保証料の支払い(機関保証への加入)は必須とし、第一種奨学金における保証料の取扱いと同様、奨学金額から保証料を天引きして振込されます。

7. 利用者(卒業した学生)から日本学生支援機構への納付の概要

授業料支援金(支援対象授業料及び保証料の合計額)及び生活費奨学金の合計額に達するまで、卒業後の所得に応じ、口座引落によって日本学生支援機構に納付。

8. 申請方法

募集方針が決まり次第、本学ホームページ等で案内をいたします。

令和6年4月入学者は春から手続きが必要となりますので、制度利用を検討されている方は、申請に遺漏のないようお願いします。

令和6年4月入学者で本制度利用予定者については、日本学生支援機構での審査完了まで授業料の徴収を猶予します。機構の審査により不採用となった場合は1年分の授業料の納付が必要となりますので御留意ください。

9. その他

- ・日本学生支援機構第一種奨学金と本制度を併用することはできません。第一種奨学金に予約採用された方が本制度の利用を希望する場合は、第一種奨学金の辞退が必要となります。
- ・本制度の申請を予定している方でも大学の授業料免除制度への申請が可能です。

- ・国より本制度の詳細が周知され, 今後の対応が変更となる場合があります。対応の変更および申請方法等の詳細については, 改めて本学ホームページ等を通じてお知らせいたします。